

# 伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月29日(月) 午前9時06分から9時40分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	3番推進委員	9番推進委員
2番委員	8番委員	5番推進委員	10番推進委員
3番委員	9番委員	6番推進委員	11番推進委員
4番委員	10番委員	7番推進委員	14番推進委員
5番委員	11番委員	8番推進委員	15番推進委員
6番委員	12番委員		

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時06分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。台風2号が発生しておりますが、被害が無い事を祈っております。また、田植え時期になり委員の皆様も忙しくなると思いますが、体に気を付けて活動をよろしく願いいたします。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。  
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告2号「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページ農業経営基盤強化促進法による解約が5件です。  
引き続き資料2ページをご覧ください。報告第2号農地の利用目的変更につきましてですが、去る5月22日に現地調査を行いましたので報告します。  
番号1番の申請人 STさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は87歳です。  
申請地は、伊佐市大口鳥巢字大丸1881番ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計622㎡です。  
平出水小学校から南東へ約2kmに位置し、10年前まではポンプアップして水を確保し水稻を作付けしていましたが、高齢となり困難になったことや宅地に隣接しており畑として管理しやすいこと等から盛土を行い、野菜を栽培したいとのことであります。変更届出書及び土地改良区の意見書が添付されていることから本届出書は適切であると思われれます。ご審議方よろしく申し上げます。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいた

します。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。14ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は合計152,284㎡で利用権を設定する者の数は52人、設定を受ける者の数は31人です。土地の詳細については資料3ページから13ページ、番号1番から53番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。  
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から8番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。  
整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

- 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
 農業委員 のうち、整理番号1番につきまして、去る5月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。
- 申請人 NMさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は65歳です。  
 渡し人 SYさんは、福岡県うきは市吉井町宮田に居住される市外住民です。
- 申請地は、伊佐市大口牛尾字大宮司824番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計2,499㎡の所有権移転売買になります。
- 農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。
- 5 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
 農業委員 のうち、整理番号2番につきまして、去る5月24日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。
- 申請人 MRさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は75歳です。  
 渡し人 MNさんは、熊本県宇土市入地町に居住される市外住民です。
- 申請地は、伊佐市菱刈市山字永福寺2464番で、地目は畑、地積は1,449㎡の所有権移転贈与になります。
- 農業従事者は1名で、通作距離は自宅に近接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。
- 1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
 農業委員 のうち、整理番号3番につきまして、去る5月19日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は72歳です。  
渡し人 KJさんは、東京都町田市成瀬に居住される市外住民で、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口里字尾曲2576番ほか6筆で、地目は田が4筆と畑が3筆、地積は7筆合計2,482㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る5月27日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は53歳です。

渡し人 IHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字伊ヶ月1323番1ほか1筆で、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で3,982㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から畑が約1.2kmと田が約800mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る5月18日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 IYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は74歳です。  
申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊3022番地13で、地目は田、地積は984㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る5月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたしまます。

申請人 MYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は89歳です。

渡し人 MRさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2622番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計1,848㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る5月21日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたしまます。

申請人 HMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 DSさん外1名は、奈良県奈良市神殿町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字川津原1182番で、地目は田、地積は1,160㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約7kmで現況は良く管理さ

れた農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。続きまして、整理番号8番につきまして、去る5月21日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 KKさんは、京都府亀岡市南つつじヶ丘大葉台に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大田字鶴ノ前1496番1で、地目は田、地積は1,417㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。  
  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番から8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から8番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて、整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、11番推進委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住いのNYさんで年齢は33歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈田中にお住いのNYさんで年齢は58歳です。

本申請は、使用貸借権による転用で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農家住宅であります。

申請地は、伊佐市菱刈田中字堀倉507番1で、地目は田、地積は618㎡です。

所在地は、田中小学校から南東へ約400mに位置しており、東側は宅地、南側は宅地、北側は宅地、西側は市道であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地貸借契約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、私4番

農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。  
譲受人は、伊佐市大口里にお住いのTSさんで年齢は56歳です。  
譲渡人は、伊佐市大口里にお住いのDNさんで年齢は88歳です。  
本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。  
申請地は、伊佐市大口里字立神53番2で、地目は畑、地積は308㎡です。  
所在地は、始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎の北側に隣接しており、東側、南側、西側、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。  
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。  
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。  
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について提案いたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、資料20ページから26ページをご覧ください。  
令和4年度の利用状況調査において、再生利用困難な農地となったもの

が、田が128筆で112,018㎡、畑が127筆で98,648㎡、合計255筆で210,666㎡でした。これらの再生利用困難な農地につきまして、非農地判断をしてよろしいか、ご審議方をよろしくお願ひいたします。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。昨年皆様が調査をされたところを非農地にするかしないかを判断していただくということになります。

2番農業委員 調査させていただいて報告もさせてもらっていますが、我々が調査した中で非農地から外したものの、今回の一覧に載せなかったものがありますか。

事務局 基本的には昨年調査をしていただいて再生困難な農地としたすべてを掲載しておりますが、一部農用地区域内農地に該当するところの非農地判断をすべきではない1筆について外しております。これにつきましては、周囲の農地との関連の関係で除外しております。

議長 他にございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第4号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第4号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定については決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をいたします。10日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市であり事務局が出席しております。24日、現地調査を一斉にしております。29日、本日で第2回農業委員会総会です。30日から31日にかけて全国農業委員会会

長大会が東京で行われるため、会長と局長が出席予定です。

6月の行事予定ですが、5日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定ですが伊佐市での説明案件はございません。23日が現地調査です。28日が第3回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和5年度 第2回農業委員会総会を終了します。  
姿勢を正してください。  
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 5 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 6 番 .....